

将来都市構造骨子案【基軸】

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
3つの基軸	帯広市の発展と都市形成の歴史、都市機能の集積状況などを踏まえ、次の3つの軸を都市を支える基軸とし、まちづくりの基本方向にもとづき、都市機能や都市基盤を有効に活用し、まちづくりをすすめる	3つの基軸	帯広市の発展と都市形成の歴史、都市機能の集積状況などを踏まえ、 <u>都市を支える3つの基軸とそれらを補完する軸を設定し、まちづくりの基本方向にもとづき、都市機能や都市基盤を有効に活用し、まちづくりをすすめる</u>	(補足説明) ・3つの基軸は都市構造の骨格を形成するものであり基本的な考え方は変更しない。 ・幹線道路の整備が進み市民生活に重要な役割を果たすようになってきたことから、これらを新たに補完軸として位置付け。 (専門部会での意見) ・3つの基軸はそれぞれ性質の異なるもので、中でも外環軸は環境に配慮しなければならない特徴的な軸である。 ・次の世代に引き継いでいくうえで、補完軸を新たに加えて「帯広らしさ」を戦略的に進めていくことについて異論はない。
東西軸	国道38号やJR根室本線を軸とした市街地の東西を貫く地域一帯	東西軸	国道38号やJR根室本線を主軸とし、 <u>市街地の中心を東西に貫く弥生通、中島通、弥生新道、白樺通を補完軸とする。</u>	(補足説明) ・弥生通、中島通、弥生新道、白樺通の整備完了により、交通ネットワーク機能が向上した。 ・白樺通の沿道には、厚生病院や帯広競馬場、商業施設が立地している。 (専門部会での意見) ・白樺通は、十勝・帯広らしい道路であり、生活を支える施設も多く、市民が日常的に生活するうえでの大事な軸である。 ・弥生通の国道38号～札内新道までは個人的には走行しやすいと感じているが、交通量が少ない印象があるので、何か利用しにくいと感じる要素があるかもしれない。
	東西軸上に集積された都市機能と交通アクセスの良さを有効に活用し、周辺への相乗効果、波及効果をはかるまちづくりをすすめる		国道38号やJR根室本線の軸上に集積された都市機能の他、 <u>弥生通、中島通、弥生新道、白樺通など交通アクセスの良さを有効に活用し、周辺への相乗効果、波及効果をはかるまちづくりをすすめる。</u>	
南北軸	国道236・241号を軸とした市街地の南北を貫く地域一体	南北軸	国道236号・241号を主軸とし、 <u>市街地の中心を南北に貫く弥生新道、共栄通を補完軸とする。</u>	(補足説明) ・市内の中心を南北に貫く弥生新道が整備され、音更帯広ICと帯広川西ICが繋がったことにより、交通・物流機能の向上が図られた。 ・南北を貫く共栄通の整備が完了することにより、音更帯広ICから市街地への交通アクセスの向上が見込まれる。 ・弥生新道周辺には、帯広畜産大や流通団地、工業団地、共栄通周辺には、帯広競馬場や大規模病院、緑ヶ丘公園などの都市機能が集積されている。 ・弥生新道及び共栄通周辺の都市機能集積状況や交通アクセスの良さは、まちづくりを進めるうえで南北軸を補完する役割を担っている。 ・弥生通や中島通の整備が完了したことにより、国道236号、弥生新道、共栄通間の連携が向上した。
	交通・物流基盤を活かし、都市全体への活力導入をはかるまちづくりをすすめる		<u>国道236号や弥生新道、共栄通の軸上に集積された都市機能と交通アクセスの良さを有効に活用する他、南北軸と東西軸が相互に連携しあうことで、交通・物流基盤を活かし、都市全体への活力導入をはかるまちづくりをすすめる。</u>	
外環軸	帯広の森や帯広畜産大学などを含む、市街地から農地へと切りかわる概ね帯広・広尾自動車道までの地域一体	外環軸	帯広の森や帯広畜産大学などを含む、市街地から農地へと切りかわる概ね帯広・広尾自動車道までの地域一体	(専門部会での意見) ・工業団地で働いている人以外に、どのような人達が外環軸を使っているのか気になる。
	帯広の森に代表される田園都市づくりを継承し、緑を生かした交流空間の充実をはじめ、緑のネットワーク形成により環境共生型のまちづくりをめざす		帯広の森に代表される田園都市づくりを継承し、緑を生かした交流空間の充実をはじめ、緑のネットワーク形成により環境共生型のまちづくりをめざす	

将来都市構造骨子案【エリア】

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
3つのエリア	「3つのエリア」を中心に市民や事業者の主体的な取り組みを支援する。	5つのエリア	▶都市計画区域を「5つのエリア」に分け、各エリアにおける都市づくりの構想や取り組み等を示し、メリハリのある都市を構成する。	(補足説明) ・都市計画区域全体をエリアに位置付けるため、2つのエリアの追加。 ・現行都市マスはエリアの現況等を記載しているが、「エリアの構想」と「エリアの取り組み」に変更するため、記載内容を全体的に変更。
1) 都心エリア	(位置) 十勝の顔として魅力を高めることが求められる場 ※都心の商業地域、近隣商業地域 (エリアの現況など) ▶鉄道高架をはじめ都市基盤の整備をすすめ、ＪＲ帯広駅の南北市街地の一体化を図ってきた。 ▶車社会の進展や市街地の拡大、大型店の郊外出店などにより都心の活気が低下し、空き地や空き店舗が増加するなど、まちの顔としてのかつての魅力・にぎわいが失われている。 ▶都心は、帯広・十勝の住民が集い、生活の中心として様々な活動を通して活力を生み出す場。 (エリアの取り組み) ▶市民、事業者や行政の協働のもとに、十勝・帯広の顔にふさわしい都心をつくり上げていくエリア。	1) 中心部エリア ～行政機関や公共交通など都市の中核となる機能が集積している場所。	(エリアの構想) ▶道東の拠点都市、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用が図られていて、商業、医療、福祉、居住、交通など都市機能が集積しているエリア。 ▶近代的な都市景観が形成され、都会的な暮らしのまちなか居住ができるエリア。 ▶多様な目的を持った人が日常的に集い、過ごし、にぎわうエリア。 ▶商店の連続性や魅力ある都市景観など、歩きたくなるエリア。 (エリアの取り組み) ▶土地の高度利用、都市の高密度化を図る。 ▶オープンスペースなどの空間を誘導するなど、ゆとりと潤いのある街並みを形成する。 ▶優れた都市景観の形成を図る。 ▶老朽建築物の建替えを促進し、耐震化や不燃化を図る。 ▶空き店舗の解消を図り、商店の連続性を生むことで、魅力ある商店街によるにぎわい創出を図る。 ▶市街地再開発事業などにより、土地の合理的かつ高度利用を図り、都市機能の更新を行う。 ▶低未利用地の活用を図る。 ▶人口密度を高める。 ▶道路空間などを活用し、魅力的なストリートづくりを検討し、歩きたくなるまちづくりを進める。 ▶地区の特性に応じ、防火地域や準防火地域を適切に指定する。また、必要に応じて防火地域、準防火地域の必要性について検証し、見直しを行う。	(補足説明) ・都市の中心部として、都市機能の集積を図り価値の高いエリアを形成していく。 (専門部会での意見) ・まちの居間づくり。 ・駐車場の数は多いが小さくて使いにくい。 ・駐車場代やバス代を払ってまで買い物に来る人がいない。 ・中心部の活力が弱まっている。 ・人が集まるような中心部づくり。 ・北広場や広小路の活性化。 ・社会実験、歩道利用※道路の上に人工芝、カフェ、子供の遊び場。 ・チャレンジする場。 ・不動産価値を上げるなど、税収を増やすことが必要。 ・中心市街地に娯楽施設が必要 ・西2条通りなどを魅力的な場所となるようなストリートとして計画するべき。 ・中心市街地の昼の活動が少ない。 (エリアの現況) ・公共交通や都市機能が主に集積している。 ・徒歩圏カバー率が市内で一番高いエリア。 ・人口減少や少子高齢化が急速に進むエリア。 ・非木造建築物が多いエリア。 ・建物の更新が鈍化している。 ・低未利用地が多いエリア。
2) 住環境充実エリア	(位置) 植民区画を中心とした古くからの市街地 ※都心を取り巻く概ね3km圏域内 (エリアの現況など) ▶都心に近く、都市計画上は、住居、商業・業務系の土地利用が可能な地域。 ▶郊外の住宅地は、都市基盤などが計画的に整備されてきたのに対し、このエリアの一部では、都市計画道路の未整備や公園緑地の新たな配置が課題となっている。 (エリアの取り組み) ▶都市基盤の整備を推進するとともに、多様なライフスタイルやワークスタイルを支えるエリアとして、市民や事業者による住居、関連機能を充実していく活動を支援していく。	2) 中心部周辺エリア ～都市の中心部を補完するエリアで、居住人口の増加や都市基盤の整備を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶戸建住宅のほか共同住宅などがあるエリアで人口密度が比較的高いエリア。 ▶公共交通が充実しているほか、中心部へ歩いて行くことができるエリア。 ▶幹線道路沿いに店舗や診療所など生活利便施設が立地し、日常生活を歩いて送ることができるエリア。 (エリアの取り組み) ▶老朽家屋の建替えを促進し、耐震化や不燃化を図る。 ▶生活利便施設の維持や誘導を図る。 ▶地区の特性に応じ、防火地域や準防火地域を適切に指定する。また、必要に応じて防火地域、準防火地域の必要性について検証し、見直しを行う。	(補足説明) ・おおよそ昭和46年より前に造成されたエリアで比較的古い都市基盤のエリアで、基盤の再整備等が必要とされるが、中心部エリアを補完するエリアで人口密度の維持又は上昇を図っていく必要があるエリア。 (専門部会での意見) ・まちの居間が必要。 ・中心部エリアが活性されることで中心部周辺も活きてくる。それによって店も集まってくる。 ・公園の整備が必要。 ・生活道路の老朽化が進んでいる印象。 ・商業施設の存在で生活環境が左右されないようにしていくべき。商業施設が来るか出て行くかで環境が大きく変わってしまう。 ・中心部まで歩いて行けるエリア ・優先的に除雪して歩けるようにするべき。 ・歩く場所、緑がある場所として緑ヶ丘公園をさらに活かしていくべき。 (エリアの現況) ・造成時期が古いことから、比較的に老朽化したインフラが多い。 ・中心部まで徒歩でも行ける。 ・中心部から1.5km程度のエリアでは、共同住宅などが多く立地している。 ・住宅以外の用途もある程度見られる・

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
		3) 新市街地エリア ～市街地の外周部に位置した閑静な住宅地を主体とするエリアで、引き続き良好な住環境の維持保全を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶閑静な住宅地が形成されているエリア。 ▶十勝・帯広らしい静かな暮らしができるエリア。 ▶幹線道路沿いに店舗や診療所などの生活利便施設が一定程度立地しているエリア。 ▶良好なコミュニティが形成されているエリア。 (エリアの取り組み) ▶公共交通を充実させ、日常生活が便利な環境を整える。 ▶必要に応じて地区計画などにより、ゆとりある住環境の形成を図る。 ▶必要に応じて土地利用規制の緩和を検討する。	(補足説明) ・おおよそ昭和46年以降に市街地が形成されたエリアで比較的新しく計画的に都市基盤が整備されており、閑静な住宅地を主体としたエリア。引き続き良好な住宅地を維持していく。 (専門部会での意見) ・まちの居間が必要。 ・エリアの中で生活が完結できることが必要。 ・大空のスーパー撤退。今後どのように維持するかが課題。 ・他都市で、郊外型住宅は、ピアノや手芸を教えることができるなど、住宅との併用を認める動きがある。 (エリアの現況) ・比較的インフラが新しい。 ・一戸建ての住宅が圧倒的に多い。 ・土地区画整理事業などにより、計画的にインフラが整備されている。 ・地区計画の策定が多い。
		4) 工業エリア ～都市の北西部に位置するエリアで工場や流通業務施設などが集積している場所。	(エリアの構想) ▶都市の工業地として、専用工業地、一般工業地、流通業務地が形成されているエリア。 ▶地域資源や特性、優位性を活かした工場や業務施設などが集積しているエリア。 (エリアの取り組み) ▶地域の資源や特性、優位性を活かして、活力ある産業の創出を図る。	(補足説明) ・北西部に位置した工場等の集積地。引き続き活力ある産業の創出を図るエリア。 (エリアの現況) ・JRを活かした流通団地。 ・緑の工業団地。 ・基幹産業である農業を核とした食料品製造加工や地域資源を活用した地域に密着した製造業が発展している。 ・市街地に隣接しているため、利便性が高い。 ・高速道路が近い。
3) 都市と農村の交流エリア	(位置) 市街地の南側一体 (エリアの現況など) 市街地に連なる農村地帯は、食料生産の場としてのみならず保健、保養、学習、環境保全の場などの多面的な機能を有している。 (エリアの取り組み) ▶農業を主体とした土地利用を維持しつつ、地域特性を生かした農業者と都市住民による多様な活動や新たなビジネス展開など、田園都市にふさわしい活用等を支援していく。	5) 郊外エリア ～市街地を取り囲むエリアで良好な自然環境を保全しつつ、必要に応じて土地利用を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶主として市街地の拡大を抑制し、良好な自然環境や農地を保全していくエリア。また、市街化区域内において立地することが困難又は市街地になじまない施設について、周辺の市街化を促進する恐れのない範囲で立地する。 ▶市街地拡大の抑制を図り、自然と市街地の調和を図るため、「帯広の森」が形成されている。 ▶新川西、中川西、愛国地区は、一定規模の市街地が形成されている。 (エリアの取り組み) ▶農業を主体とした土地利用を維持し、都市的な土地利用の抑制を図る。 ▶帯広の森は都市の緑地として、維持・保全・活用を図る。 ▶一般市街地と農村部との調和を図る緩衝帯としての役割りを担う。 ▶多様な活動や新たなビジネス展開など、田園都市にふさわしい活用等を支援する。	(補足説明) ・市街地を取り囲む市街化調整区域で、主として都市のスプロール化を抑制するエリア。 (専門部会での意見) ・帯広の森は、現状のまま進めて行くべき。 ・帯広の森はスポーツ以外では行かない。 ・首都圏の人や、農業とリンクしながら仕事したいという人達が移住する場所としてはよい。 ・自然環境や田園、暮らしやすい環境など、帯広の良さを発信する場。 (エリアの現況) ・大部分を農地が占めている。 ・広大な緑地（帯広の森）が市街地を囲んでいる。 ・中島地区にリサイクル関連施設が集積している。 ・帯広畜産大学や農業高校が市街地の南側に立地している。

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
1)土地利用の方針	▶土地は限られた資源であり、様々な社会活動にとって不可欠な基盤であることから、公共の福祉を優先させ、環境への負荷を抑え自然環境の保全をはかりつつ、蓄積された社会資本の有効活用につとめる。 ▶帯広圏全体の土地利用を基本としながら、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の見直しや、地区計画の検討を行うとともに、市街化区域内の未利用宅地の利用を促進するなど、健全な土地利用をすすめていく。 ▶市街化調整区域については、原則的に市街化を抑制する区域として、現況の保全を基本に土地利用をすすめる。	1)土地利用の方針	▶これまでの土地利用を基本としながら、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の見直しや、地区計画の検討を行うとともに、市街化区域内の未利用宅地の利用を促進するなど、健全な土地利用をすすめる。 ▶古くから工場があったことなどを背景に市街地の中に取り残された工業系の用途地域については、住居系の土地利用が図られる場合など、必要に応じて用途地域の変更などの検討を行う。 ▶公園や緑地については、メリハリをつけて整備し、充実した環境を整える。 ▶大規模な公共空地や低未利用地については、コンパクトなまちづくりの趣旨を踏まえつつ、周辺環境に配慮し、土地利用を検討する。	(補足説明) ・1ボツ目について、土地利用の具体的な記載ではないため、当該項目からは削除。 ・現行都市マスの他の項目に記載されていた2ボツ目以降の内容について、記載場所を変更。(土地利用の全体方針のためこちらへ移動) ※基本方向 ・現行都市マスの基本的な土地利用方針は継続する。 ・既にある都市基盤を活用した土地利用を進める。 ・人口減少、少子高齢化を踏まえた土地利用を進める。 ・成熟した都市に対してきめ細やかな土地利用規制を行う。
(1)住宅系土地利用	①都心の住宅地(高密度な中高層住宅地) ▶都心は、ＪＲ帯広駅や帯広駅バスターミナルなどの交通結節点があり、商業・業務、娯楽、文化、医療機能などが集積しています。 ▶定住を促進するため、店舗併用住宅や分譲・賃貸マンション、借上市営住宅などの中高層住宅の建設促進や再開発などにより立地特性を生かした効率的な土地利用をはかる。	(1)住宅系土地利用	①中心部エリア～高密度な中高層住宅地の形成を図るエリア～ ▶土地の有効利用を図るため、分譲・賃貸マンションなどの中高層住宅の建設促進や再開発などにより、土地の高度利用を図る。 ▶JR帯広駅や帯広駅バスターミナルからの距離の優位性や都市機能の集積を活かし、魅力的な居住環境を形成し、まちなか居住の促進を図る。	(補足説明) ・現行都市マスの1ボツ目については、住宅系土地利用の記載ではないため削除。(エリアに移動し記載) ・現行都市マスの2ボツ目の定住促進については、このエリアに限るものではないため、表現を変更。 (エリアの現況) ・中高層の共同住宅が多く立地している。 ・まちなか居住が推進されている。 ・市街地再開発事業で高層分譲マンションが建設される予定。
	②中低層住宅地(中密度な中低層住宅地) ▶弥生新道、稲田通に囲まれた、都心を取り巻く概ね3km圏域内の住宅地は、都心に近い利便性を生かし、低層戸建住宅、中層共同住宅として土地利用をすすめる。 ▶また、未整備の都市計画道路や公園緑地などの都市基盤を整備し、住環境の充実をはかる。←エリアと都市施設の項目に記載。		②中心部周辺エリア～中密度な中層、低層住宅地の形成を図るエリア～ ▶中心部から1.5km圏内の住宅地は、主に中高層を中心とした住宅の誘導を図り、中心部から1.5kmを超える住宅地は、主に戸建住宅を中心に、低層の共同住宅の立地させることで、人口密度の高い居住環境を形成する。 ▶既に戸建住宅が建ち並んでいる区域で、今後も閑静な住宅地として土地利用を進めて行くエリアについては、必要に応じて用途地域の変更等を検討する。 ▶南北方向の間口が小さな区画が多く存在するエリアについては、必要に応じて地区計画などの設定により、良好な住環境の形成を図る。	(補足説明) ・中心部から近い立地を活かした住宅地としての記載に変更。 ・中心部を取り囲む住宅地として人口の高密度化を図る。 ・人口密度の高度化の観点や現況の戸建住宅や共同住宅の立地を勘案し、中心部からの距離に応じて土地利用について記載を変更。 ・現況などを勘案し、外周部の閑静な住宅地は、低層系住宅地に用途地域を変更することも視野に入れた記載に変更。 ・殖民区画(6間間口)の特性を活かした土地利用の可能性を踏まえ、記載を追加。 (エリアの現況) ・1.5km以内の区域(おおよそ昭和7年までに既に造成されていた区域)では、中高層系の共同住宅の立地が多い。 ・1.5kmを超える区域(おおよそ昭和46年までに造成された区域)では戸建住宅の立地が多い。 ・東部を中心に「6間間口」と呼ばれる区画がある。

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
	③低層専用住宅地(低密度な低層中地) ▶土地区画整理事業などの面的な整備により計画的に開発された住宅地は、低層戸建住宅が立ち並び、道路、下水道などの都市基盤が整備されていることから、引き続き良好な居住環境の維持に努める。 ▶将来、地域全体の急速な高齢化の進行が予想されることから、現在の良い居住環境を保ちつつ、住み替えを促進するなど多様な世代が暮らせる住宅地として土地利用をすすめる。 ▶稲田川西地区については、周辺の良好な自然環境と調和し、豊かな緑環境を生かした、ゆとりとうるおいのある低層住宅地として、地区計画制度の活用等による良好な居住環境の形成をはかる。		③新市街地エリア～低密度な低層住宅地の形成を図るエリア～ ▶計画的に開発された住宅地は、道路、下水道などの都市基盤が整備されていることから、引き続き閑静な住宅地として戸建住宅を中心とした土地利用を図る。 ▶<u>現在の良好な住環境を保ちつつ、コミュニティの維持や低未利用地の活用を図る場合など、必要に応じて土地利用規制の変更などを検討する。</u>	(補足説明) ・1ボツ目の内容の変更はないが、表現方法を変更。 ・現行都市マスの2ボツ目の急速な高齢化はこのエリアに限定したものではないため削除。 ・現行都市マスの3ボツ目の地区計画制度の活用は、稲田川西地区に限定されるものではないため削除。 ・低層系の用途地域が指定されているエリアは、建築物の用途制限が非常に限定的であるため、コミュニティの維持などに伴い変更が可能になるように、記載を変更。
(2)商業系土地利用	①都心 ▶高次都市機能や個性的な商業集積など、多様な魅力を活かし、にぎわいと活力ある地域づくりをすすめる。 ▶JR帯広駅北地区では、西2条通を「にぎわいの都心軸」とし、土地の高度利用をはかるなど、新たな商業機能等を誘導し、多目的広場の活用とあわせて、新しいにぎわいづくりをすすめる。 ▶JR帯広駅南地区では、文化・交流施設や中高層系住宅の立地がすすんでいることから、住・文化機能に加え業務機能を拡充するとともに、公園大通を「緑と文化の都心軸」とし、新しい「帯広の顔」づくりをすすめる。 ▶市役所庁舎周辺においては、関連機関と連携し、国の合同庁舎建設構想を促進するとともに、行政・業務機能の集積をはかり、利便性の向上や緑化の推進、良好な景観形成など、快適な都心づくりをすすめる。	(2)商業系土地利用	①中心部エリア ▶道東の拠点都市、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用や商業施設の集積を図り、にぎわいと活力ある地域づくりを進める。 ▶JR帯広駅北地区では、西2条通を「にぎわいのある都心軸」とし、土地の高度利用を図るなど、商業施設を誘導し、帯広駅から北側へと続く魅力ある環境づくりを進める。 ▶<u>広小路周辺については、アーケード空間を活用するなど、特性を活かす。</u> ▶JR帯広駅南地区では、公園大通を軸として、文化・交流施設など都市機能の集積を図る。 ▶市役所庁舎周辺においては、行政・業務機能が集積されていることから、緑化の推進や良好な景観などの形成を図る。	(補足説明) ・1ボツ目は、方針に変更はないが、表現方法を修正。 ・3ボツ目に専門部会でも意見の多く、市民の関心が高い広小路について記載を追加。 ・4ボツ目は、方針に変更はないが、表現方法を修正。 ・5ボツ目は、合同庁舎の建設が完了しているため、表現方法を修正。 (エリアの現況) ・市街地再開発事業など都市基盤の整備に多額の投資が行われているエリア。 ・地価が高いエリア。 ・商業施設が立地しているエリア。 ・合同庁舎の建設が完了。
	②沿道型サービス地区等 ▶幹線道路の沿道は、背後の住環境の保全に配慮しつつ、地域住民の生活にとって適正規模の生活関連利便施設等の立地環境を整備するなど、良好な市街地の形成をはかる。 ▶郊外に点在している大型店は、地域の商業だけでなく、交通や周辺環境、土地利用に大きな影響を与えている。新たな大型店の出店は、これらの影響を十分に考慮し、周辺地域の生活環境保持について適切な指導を行う。 ▶緑ヶ丘や大空団地など住宅地と一体となった特徴ある商業系用地は、地域の特性や役割を考慮した土地利用をはかる。		②中心部周辺エリア、新市街地エリア ▶幹線道路の沿道は、背後の住宅地等に配慮し、必要に応じて生活利便施設の集積を図る。<u>また、生活利便施設の立地に併せて医療、福祉施設などの集積を図る。</u> ▶<u>生活利便施設等の立地や集積を図る必要がある場合や既に形成されている生活利便施設集積地の維持・保全・拡充を図る必要がある場合には、土地利用の見直し等を検討する。</u> ▶<u>商業地等について、住宅地として利用される場合など、必要に応じて用途地域の変更を検討するなど、合理的な土地利用を行う。</u>	(補足説明) ・「沿道サービス地区」を「市街地周辺エリアと新市街地エリア」に変更。 ・高齢化などに対応するため、生活利便施設の立地に併せて医療、福祉施設などの集積を図る記載に変更。 ・既に立地している生活利便施設の維持や新たな集積を図る場合に見直しを検討する記載を追加。 ・既に住宅地として土地利用されているなどの商業系用途地域については、必要に応じて用途地域を見直すことを記載。

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
(3)工業系土地利用	▶地域の資源や特性、優位性を生かして、活力ある産業の創出をはかるため、地元企業はもとより地域外からのバイオ関連施設、環境産業、情報産業等企業立地の受け皿として、工業団地など産業系用地の利用を促進する。 ▶住宅地内に点在する工場等については、周辺の住環境との調和に配慮し、必要に応じ市内適地への移転を促進する。 ▶流通業務地は、JR貨物駅を中心とした倉庫業、卸売業、運輸業などが集積している西陵北地区とし、鉄道や主要幹線道路の機能を活用した土地利用を促進する。	(3)工業系土地利用	▶地域の資源や特性、優位性を生かして、活力ある産業の創出をはかるため、企業立地の受け皿として、工業団地など産業系用地の利用を促進する。 <u>▶帯広工業団地、新帯広工業団地、西20条北地区、西19条北地区は、交通利便性や地区特性を踏まえた工業系土地利用を促進する。</u> ▶住宅地内に点在する工場等については、周辺の住環境との調和に配慮し、必要に応じ市内適地への移転を促進する。 ▶西陵北地区やJR帯広貨物駅周辺は、流通業務地として、倉庫業や卸売業、運輸業などの集積を図る。 <u>▶必要に応じて、地区計画などを策定し、良好な工業地の形成を図る。</u> <u>▶工業地等について、住宅地として利用される場合など、必要に応じて用途地域の変更を検討するなど、合理的な土地利用を行う。</u>	(補足説明) ・特定の業種に限らないため、バイオ関連施設などの具体的な用途の記載を削除。 ・整開保の記載を2ボツ目に追加。 ・工業系土地利用については、用途の混在などを防ぐため、地区計画について記載を追加。 ・既に住宅地として土地利用されているなどの工業系用途地域については、必要に応じて用途地域を見直すことを記載。 (エリアの現況) ・市内北西部に工場等が集積されている。 ・JR帯広貨物駅周辺などに流通業施設が立地している。 ・比較的新しい工業地は、地区計画が指定されている。
(4)既成市街地の大規模用地	▶既成市街地内の旧共進会場・競馬場用地、日甜用地等の大規模用地は、一団の土地としての利用が可能であり、将来のまちづくりに大きく関りがあることから、現在の土地利用から転換がはかられる場合は、周辺の土地利用状況や所有者の移行などを踏まえ土地利用を検討する。			(補足説明) ・土地利用の方針に記載することで項目を削除。 (現況) ・旧共進会場が病院敷地として利用された。
(5)市街化調整区域の土地利用	▶市街化調整区域は、健全な農業の維持と発展をはかるため、優良農地の保全を基本とし、地区の特性を生かし、調和のとれた土地利用をはかる。 ▶既に、市街地が形成さている新川西・中川西・愛国地区は、それぞれの特徴を生かしコミュニティの維持をはかる。このため、必要に応じて地区計画による市街地形成などの土地利用をはかる。 ▶良好な自然環境の保全につとめる。 ▶陸上自衛隊、帯広刑務所などの国の機関、教育施設、と畜場などの公共・公益施設については、市街化調整区域での立地や周辺環境、施設の特性などを総合的に勘案しながら、その機能に応じた適切な利用につとめる。 ▶帯広畜産大学周辺地区においては、地域の知的拠点として教育・研究機能等の整備・拡充や産学官連携の拠点など、地区の特性を生かした土地利用につとめる。 ▶中島地区は、ゴミ処理施設などの立地状況を踏まえ、周辺環境との調和を十分に配慮しながら、市民生活や産業活動から排出される廃棄物処理施設やリサイクル関連施設などの土地利用をはかる。さらに、市民の憩いの場としての緑の空間などの創出をめざす。 ▶今後の人口の増加や産業の需要動向により都市的土地利用をはかる区域は、具体的な土地利用が明らかになった時点で、周辺環境も考慮して市街化区域への編入を検討する。	(4)市街化調整区域の土地利用	▶市街化調整区域については、 <u>原則的に市街化を抑制する区域として、現況の保全を基本に土地利用をすすめる。</u> ▶市街化調整区域は、健全な農業の維持と発展をはかるため、優良農地の保全を基本とし、地区の特性を生かし、調和のとれた土地利用をはかる。 ▶既に、市街地が形成さている新川西・中川西・愛国地区の地域コミュニティの維持のため、それぞれの地区の特徴を生かした住環境を形成し、都会からの移住などによる定住を図る。このため、必要に応じて適切に地区計画の活用などの検討を進める。 ▶良好な自然環境の保全に努める。 ▶陸上自衛隊、帯広刑務所などの国の機関、教育施設、と畜場などの公共・公益施設については、市街化調整区域での立地や周辺環境、施設の特性などを総合的に勘案しながら、その機能に応じた適切な利用に努める。 ▶帯広畜産大学周辺地区においては、地域の知的拠点として教育・研究機能等の整備・拡充や産学官連携の拠点など、地区の特性を生かした土地利用に努める。 <u>▶流通業務関連施設など市街化区域に立地することが著しく困難又は市街地になじまない施設について、周辺の市街化を促進する恐れがない範囲で立地を検討する。</u> <u>▶中島地区は、ゴミ処理施設などの立地状況を踏まえ、周辺環境との調和を配慮しながら、リサイクル関連施設(リサイクル製品製造施設、エネルギー活用施設)などの土地利用の整除を図る。さらに、市民の憩いの場としての緑の空間などの創出を図る。</u> <u>▶市街地に存在する穴抜けの市街化調整区域など市街化区域に近接している地区については、周辺環境に配慮した土地利用を行う。また、必要に応じて市街化区域への編入を検討する。</u> ▶今後の産業の需要動向などにより都市的土地利用をはかる区域は、具体的な土地利用が明らかになった時点で、周辺環境も考慮して市街化区域への編入を検討する。	(補足説明) ・現行都市マスの他の項目に起債のあった内容を1ボツ目に移動して記載。 ・首都圏などからの移住や定住の場として活用するため、新川西、中川西、愛国地区について記載を追加。 ・産廃処理施設や流通業務関連施設の立地について記載を追加。 ・中島地区のリサイクル関連施設に具体を追記。 ・新たに穴抜け部の取り扱いについて記載。 (エリアの現況) ・中島地区に緑地決定。 ・帯広の森の配置。 ・陸上自衛隊、帯広刑務所などの国の機関等が立地している。 ・帯広畜産大学が立地している。 ・高等学校や小学校が立地している。

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
2)道路・交通体系の形成方針	▶東北北海道の拠点都市として、多様な地域間交流をはかるため、高速道路等の広域交通ネットワークの整備を促進する。	2)道路・交通体系の形成方針	▶東北北海道の拠点都市として、多様な地域間交流をはかるため、高速道路等の広域交通ネットワークの整備を促進する。	
	▶都市の骨格を形成する主要幹線道路、幹線道路、市民の暮らしを支える補助幹線道路などの円滑な交通の確保や土地利用を誘導するため、高速道路から歩行者・自転車専用道路まで有機的な道路ネットワークの整備をすすめる。		▶都市の骨格を形成する主要幹線道路、幹線道路、市民の暮らしを支える補助幹線道路などの円滑な交通の確保や土地利用を誘導するため、高速道路から歩行者・自転車専用道路まで有機的な道路ネットワークの整備をすすめる。	
	▶多様な市民活動を支えるため、ユニバーサルデザインによる誰もが安心して安全な人や物資の移動、道路敷地を活用した街路樹などの植栽を行い、緑のネットワーク化や快適な道路環境づくり、冬期間における雪道対策などをすすめる。		▶多様な市民活動を支えるため、ユニバーサルデザインによる誰もが安心して安全な人や物資の移動、道路敷地を活用した街路樹などの植栽を行い、緑のネットワーク化や快適な道路環境づくり、冬期間における雪道対策などをすすめる。	
(1)道路環境の整備		(1)道路環境の整備		
	①道路環境の整備 ▶様々な都市や地域と連携し、産業、経済、観光、文化など多様な地域間交流をはかるため、東北北海道と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道や高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の広域交通ネットワークの整備を促進する。		①広域交通ネットワークの整備促進 ▶様々な都市や地域と連携し、産業、経済、観光、文化など多様な地域間交流をはかるため、東北北海道と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道や高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の広域交通ネットワークの整備を促進する。	(補足説明) ・物流や観光、高次医療、災害時の代替路としての機能の面から、広域交通ネットワークの確保は重要。 ・高速道路を対象として記載。 ・“道路環境”が漠然としているため表現を修正。
	②主要幹線道路の整備促進 ▶北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道を補完するとともに、地域生活経済圏相互を連絡する主要な道路としての役割を担っていることから、広域的な交通の円滑化をはかるため整備を促進する。 ▶特に市街地内の南北に計画されている弥生新道や大通の整備を促進し、都市内の主要な交通網の形成をはかる。		②主要幹線道路の整備促進 ▶北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道を補完するとともに、地域生活経済圏相互を連絡する主要な道路としての役割を担っていることから、広域的な交通の円滑化をはかるため整備を促進する。 ▶特に市街地内の南北に計画されている弥生新道や大通の整備を促進し、都市内の主要な交通網の形成をはかる。	(補足説明) ・4放射1環状を対象として記載。
	③幹線道路による交通ネットワークの充実 ▶都市の骨格を形成し、近隣住区（概ね小学校区）の外郭をなし、路線バスなどの公共交通機関や人々の活動を支える重要な役割を担っていることから、今後も国道や道道など主要幹線道路、JR帯広駅などの交通結節点とのネットワーク化をすすめ、交通渋滞の解消による円滑な交通の確保をはかる。		③幹線道路の整備促進 ▶今後の人口減少や高齢者人口の増加に伴い、自動車交通量の減少が見込まれるが、一方で次世代モビリティの出現もあり交通環境の変化が想定されることから、社会状況の変化や将来交通量、及び現在の道路状況を踏まえ、都市計画道路の見直しについて検討を行う。 ▶都市の骨格を形成し、近隣住区（概ね小学校区）の外郭をなし、路線バスなどの公共交通機関や人々の活動を支える重要な役割を担っていることから、幹線道路等の整備を促進する。 ▶老朽化が進む橋梁や舗装等の道路インフラについて、定期的な点検や計画的な修繕を実施することにより、適切な維持を行う。	(補足説明) ・都市計画道路を対象として記載。 ・人口減少、高齢ドライバーの免許返納の増加が見込まれる状況や、厳しい財政状況を考慮すると都市計画道路の必要性や幅員等の規模について検証が必要。一方で近年、自動車無人運転化等の次世代モビリティの技術開発が進展していることから、それらを意識した書きぶりへ修正。 ・冬期間では路線バスの遅延が発生しやすい状況にあるため、定時性確保の点から幹線道路等の整備が必要。 （バス路線で未整備都計道～春駒通、学園通、弥生新道、西帯広通） ・各種修繕計画に基づく、計画的な修繕について記載。

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
(1)道路環境の整備	④歩行者・自転車道の整備 ▶人々が心のゆとりや潤いを感じられる、緑につつまれた安全で快適に通行ができる歩行者・自転車通行空間の整備をすすめる。 ▶幹線道路に付帯した自転車・歩行者道路や広域的なサイクリングロードをネットワーク化し、移動距離の延長など利便性の向上をはかる。	(1)道路環境の整備	④自転車・歩行者空間の整備 ▶ <u>環境負荷の低減や健康増進、観光振興等の観点から、自転車による交通の役割の拡大を図るため、自転車の活用を推進していく。</u> ▶ <u>自転車や歩行者が、それぞれ安全で快適に通行できる空間の整備を検討する。</u> ▶ <u>道路の段差解消等により、自転車や歩行者の安全な通行を確保する。</u>	(補足説明) ・自転車活用推進法において、自転車の幅広い活用が求められている。 ・自転車活用推進法・推進計画の理念を記載。 ・サイクリングロード整備は概ね完了しているため書きぶりを修正。自転車や歩行者の安全な環境づくりについて記載。
	⑤都心の快適な道路整備 ▶JR帯広駅を中心とした交通結節点と、周辺道路を結ぶ歩道部のロードヒーティングや電線類地中化について、沿道商店街などと協力し可能性を検討する。 ▶「十勝・帯広の顔」として都心の広域的な商業・業務、情報、文化などの拠点性を高めるため、分かりやすい案内板の設置や快適な道路整備をすすめる。 ▶都心の駐車場は、既存駐車場の有効利用と公共と民間の役割分担に応じて施設の整備をすすめる。 ▶地域や関係機関と連携し、違法駐車対策を行い、快適な都心の道路環境づくりにつとめる。		⑤中心部の快適な道路整備 ▶JR帯広駅を中心とした交通結節点と、周辺道路を結ぶ歩道部のロードヒーティングや無電柱化について、沿道商店街などと協力し可能性を検討する ▶「十勝・帯広の顔」として都心の広域的な商業・業務、情報、文化などの拠点性を高めるため、 <u>また、年々増加する外国人旅行者に対応するため、</u> 分かりやすい案内板の設置や快適な道路整備をすすめる ▶中心部の駐車場は、既存駐車場の有効利用と <u>駐車需要の実態や将来動向に即した駐車場の適切な配置について検討する。</u> ▶地域や関係機関と連携し、違法駐車対策を行い、快適な都心の道路環境づくりにつとめる。 ▶ <u>道路空間を活用することで飲食・休憩ができる交流スペースを設けるなど、魅力的なストリートづくりの取り組みを促進する。</u>	(補足説明) ・近年上昇傾向にある外国人旅行者を意識。 ・駐車場について、“整備推進”から“将来動向等に即した配置の検討”へ修正。 ・道路空間の活用により魅力を高める取り組みについて記載。
			⑥生活道路の整備 ▶ <u>老朽化した生活道路の舗装修繕を行うなど、快適な道路環境の確保に努める。</u> ▶ <u>通学路については、児童の安全確保のため、早期の整備実施を検討する。</u>	(補足説明) ・住環境充実のための取り組みの一環として新規追加
(2)公共交通(バス・鉄道)機能の充実		(2)公共交通(バス・鉄道)機能の充実		
	①適切なバスネットワークの形成 ▶市民の足を確保するため、バスと他の交通機関との分担と連携をはかり、住民の行動利用目的や地域の実情に応じたバス路線のネットワークの形成及び路線バスを補完する新しいバスサービスの展開を促進する		①持続可能なバスネットワークの形成 ▶ <u>市民の利用実態やニーズに応え、かつバス事業者の収支改善に資する利便性と効率性を十分考慮した路線やダイヤの見直しを検討する。</u> ▶ <u>路線バスと他の交通手段との接続性の改善等により、公共交通機関の利便性の向上を図る。</u> ▶ <u>インバウンド観光などに対応した案内等の多言語化や、ウェブサイトやアプリによる路線や運行情報の提供を充実させることにより、誰もが利用しやすく、かつ安心して利用できる公共交通の実現を図る。</u>	(専門部会での意見) ・公共交通は、「誰が、どこで、どのような使い方をするか」を考える必要がある。 ・利用者数が減少していく中、充実した路線網の充実は難しい。 ・公共交通をより多くの人に利用してもらうためには、図書館等の目的となる施設が一定のエリアに集積しているのが望ましい。 ・バスだけでなく、全ての公共交通機関が連携する必要がある。 ・IT、スマホを活用した利用しやすい公共交通を考えるべき。
	②鉄道輸送機能の活用 ▶鉄道の高速化と便数増により、人的・物的交流の拡大がはかられ、地域の経済や産業、文化などの振興に大きな役割を担っていることから、今後も、大量輸送交通機関である鉄道の機能を十分に活用するため、輸送機能の高速化の取組を促進するとともに、他の交通とのアクセス機能の向上につとめる。		②鉄道、空港、港湾との連携 ▶ <u>広域的な産業経済活動や文化・交流活動などを促進するため、各施設を結ぶ広域交通ネットワークの整備を促進し、バス・鉄道・空港・港湾の相互の連携を図るなど、人・物の輸送機能の強化に努める。</u>	(補足説明) ・鉄道・空港・港湾についてを一括して記載。
	③とかち帯広空港、十勝港との連携 ▶広域的な産業経済活動や文化・交流活動などを促進するため、とかち帯広空港、十勝港の機能を充実するとともに、帯広・広尾自動車道や国道、道道の整備を促進し、人、物の輸送機能の強化につとめる。			

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
3)緑の環境の形成方針	▶市民活動をベースにしながら、持続可能な都市づくりをすすめるため、自然と共生し環境への負荷を抑えた緑あふれる快適な都市環境を創造する。	3)緑の環境の形成方針		今年度より本格化する緑の基本計画の見直し作業と連携を図りながら、事務局骨子案を今後検討していくこととする。 (専門部会での意見) ・歩いていて楽しい、心豊かになるような場所など、生活に密着した緑を大切にしていけるべき。 ・ボランティア等、市民と協力して維持管理していくことも重要。 ・緑のインフラを最大限活用するための知恵が必要。 ・緑のNWは単なる緑地ではなく、環境に配慮した装置として考えるべき。
(1)緑のネットワークの形成	▶日高山脈や十勝川水系の河川緑地と帯広の森を骨格に、耕風防風林や大規模な自然林、小河川の河畔林、街路樹の連続性を高め、既存緑地・地区公園や近隣公園などの緑地空間を結び、緑のネットワークの形成を進める。	(1)緑のネットワークの形成		
	①骨格としての水系軸(十勝川水系の河川緑地) ▶十勝川、札内川の河川緑地は、散策や自然学習の場、スポーツ・遊び場としての機能を有している。今後も良好な河畔林、河川敷を市民に親しまれる身近な河川緑地として保全、活用につとめ、緑のネットワークの骨格とする。			
	②骨格としての外環軸 ▶帯広の森から南は、帯広畜産大学、帯広農業高校、機関庫の川から札内川へ、帯広の森から北は、帯広川から新帯広川を経て十勝川から中島地区へ、もう一方は、つつじヶ丘霊園から帯広・広尾自動車道の緑地を経て、十勝川へ連なる緑の連続性を確保し、帯広の森を核とした外環軸を緑のネットワークの骨格とする。			
	③骨格としての都市貫軸 ▶JR帯広駅北側は、中央公園を拠点として、西2条通の「にぎわいの軸」、西3条通、緑豊かな西4条通などを活用して十勝川水系へつなぐ「北の軸」をJR帯広駅南側は、公園大通から緑ヶ丘公園を中継拠点として、とてっぽ通、売買川を経て帯広の森につなぐ「南の軸」を、また、緑ヶ丘公園を拠点にウツベツグリーンロードを経て、帯広の森につなぐ「西の軸」の3本の、市街地を貫く都市貫軸を配置し、緑のネットワークの骨格とする。			
	④主要なネットワーク(道路) ▶効率的・効果的な緑づくりをすすめ、持続性のある緑を形成するため、水系軸、外環軸、都市貫軸をつなぐ公園緑地や街路樹などの機能を活かした緑のネットワークを形成する。			
	⑤主要なネットワーク(河川) ▶都市内を流れる帯広川や自然の趣を残す機関庫の川等の中小河川は、水辺環境や河畔林からなる貴重な回廊であり、環境と共生し市民が親しめる河川空間としての整備、活用をすすめ、緑のネットワークを形成する。			

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
(2)緑の保全と創出	▶豊かな自然環境を守るため、緑の核・拠点となる帯広の森や緑ヶ丘公園、既存林など、貴重な都市緑地や樹木の整備・保全に努める。 また、市街地における新たな緑の創出に向けて、緑の量、質の充実を図るため、公共空間における緑化を行うと共に、民有地緑化などを働きかける。	(2)緑の保全と創出		
	①「帯広の森」の緑づくり ▶帯広の森は、市民の森として育樹などの緑づくりをすすめ、次世代に引き継ぐと共に、市民の憩いや散策、レクリエーション、学習の場などとしてより広く利活用を促進する。			
	②緑ヶ丘公園の緑づくり ▶緑ヶ丘公園は、豊かな自然環境を保全しつつ、休息・休養、散策や自然学習、レクリエーション活動の拠点として、公園内にある生涯学習施設と連携して活用をすすめる。 また、冬期間も利用でき楽しめる公園として整備する。			
	③貴重な緑地の保全(都市計画緑地、指定樹林地) ▶都市計画緑地（大山緑地、石王緑地、稲田緑地、工団緑地）、指定樹林地（帯広農業高校、水光園、帯広神社、稲田小西側カシワ林）は、現況保全に努める。			
	④都市を中心とした緑づくり ▶都心にふさわしい街並みの景観形成をはかるため、緑ヶ丘公園から帯広駅を経由して十勝川まで、都市計画道路の街路樹などを活用し、連続性のある緑の軸を形成する。 また、公開空地による緑の創出や民有地の積極的な緑づくりを働きかけ、緑の大切さや豊かさを感じることができる潤いある生活空間づくりをすすめる。 都心周辺は、殖民区画により基盤目状の道路に火防線と称する斜交する道路が組み込まれています。これらの道路は、広幅員の用地を有しており、交通量を勘案しながら歩道の拡幅による街路樹などの植栽、公共・公益施設や民有地の緑化をすすめ、ゆとりと潤いのある新たな緑の創出をはかる。			

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
		都市施設等の方針	▶下水道・河川や廃棄物処理場等その他の都市施設について、適切な管理・整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。	・現行の都市マスにおいて、下水道や火葬場等の都市施設は「将来都市構造の形成方針」に独立して記載されていないため、「将来都市構造の形成方針」に「下水道及び河川」、「その他の都市施設」を新たに記載し、整開保との整合を図る。
		(3)下水道及び河川		
		①下水道	▶近年の豪雨による浸水被害を防ぐために、未整備地区の優先順位等を見極めながら、効果的な雨水管の整備を進める。また、老朽化した下水道施設については、長寿命化計画等を踏まえた、施設の更新や老朽化対策を進める。	
		②河川	▶都市化の進展や近年の豪雨に伴う雨水流出増に対応して、関係機関と連携し総合的な治水対策を図る。また、都市住民の潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努める。	
		(4)その他の都市施設		
		①廃棄物処理施設	▶廃棄物の処理については、住民、事業者、行政の役割分担と連携により廃棄物の減量化・資源化をすすめ、適切な処理を行い、資源循環型の地域社会づくりを促進する。 ▶「帯広市環境モデル都市行動計画」や「中島地区エコタウン構想」に基づき、廃棄物処理施設や環境リサイクル系施設を集約することにより、都市基盤整備などのインシャルコストの低減化や廃棄物の地域内処理体制の構築などを進める。 ▶一般廃棄物処理施設は、北海道が定める「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」及び「帯広市一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図る。 ▶産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。 ▶新たな施設の立地については、周辺の自然環境等との調和や立地特性を十分に踏まえ配置する。	(補足説明) ・中島処理場廃止(R元年度都市計画廃止) ・くりりんセンター移転について検討中 ・各種計画に基づき立地誘導・施設整備を促進する旨を記載
		②火葬場	▶計画的な維持管理を行うことにより、長寿命化を図る。	
		③市場	▶帯広地方卸売市場は、帯広工業団地に配置し、今後ともその機能を維持する。	
		④と畜場	▶十勝総合食肉流通施設は、新帯広工業団地の隣接地に配置し、今後ともその機能を維持する。	
		⑤その他	▶その他、都市の活動・環境維持において必要と認められる施設については、必要に応じて都市計画決定をする。	

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
		都市環境の形成方針	▶災害に強いまちづくりの構築を進め、整備の充実や地域の防災力の強化など総合的な防災対策を進めるとともに、市民と協働し帯広らしい魅力ある都市景観の創出を図る。	・現行都市マスにおいては、都市防災・景観について個別に記載がされていない。 ・近年の台風や地震による災害を受け、防災に関する関心が高まっていることから、都市防災について新たに記載。 ・帯広らしい魅力ある景観を形成するため、都市景観について新たに記載。
		1)都市防災	▶市民の生命や財産を守るため、予防的な措置により震災や水害などの被害を最小限に留める都市づくりを進めると共に、災害発生後においても、避難、復旧に迅速に対応できる災害に強い都市をつくり、子供から高齢者まで安全に暮らせる生活環境の形成を図る。	(補足説明) ・帯広市地域防災計画に基づき記載。 (専門部会での意見) ・事前復興の考え方を取り込むべき。 ※事前復興…災害が発生した際のことを想定し、被害を最小限にできるような都市計画やまちづくりを推進すること。減災や防災まちづくりの一環として行われる取組のひとつ。
		①災害対策	①震災対策 ▶地震による被害を防止し、市民の生命・財産を守るため、新耐震基準等に適合しない既存の建築物の耐震化を促進する。また、防火地域、準防火地域の制度を活用し、火災発生時の延焼拡大防止に努める。 ▶災害時における避難や緊急車両、物資輸送の経路となるように、道路整備を進める他、橋梁等の道路施設の耐震化について検討する。また、地震時に通行を確保すべき道路沿道にあり、被害があった場合に道路を閉塞させる恐れのある建築物の耐震化を促進する。 ▶建築物の耐震化に向けた情報発信及び安心して耐震化を進められる環境整備を促進する。 ▶安全・安心な市民の暮らしを守るため、電気、ガスなどのライフラインは、民間事業者と連携し、耐震性を確保するなど都市の安全性の強化に取り組む。 ▶災害発生時における被害の拡大を防ぐため、延焼遮断帯や避難場所となる都市公園や河川緑地などのオープンスペースを確保し、防災空間としても利用できるよう整備を検討する。	(補足説明) ・事前復興を意識し、道路や建物の耐震化等について記載。
			②水害対策 ▶市民の安全な暮らしを守るため、国や北海道と連携して洪水などによる被害が発生しやすい箇所などの治水対策の充実に取り組む。 ▶大雨による浸水被害を防止するため、雨水幹線や雨水管渠の整備を推進すると共に、雨水浸透設備などの雨水流出抑制対策を誘導する。 ▶国や北海道との連携のもと防災マップを見直し、市民に周知を図る。	
			③その他 ▶冬を安心して暮らせるよう、道路整備による堆雪スペースの確保を図るとともに、高齢者などが安心して暮らせるよう町内会やボランティアによる地域に密着した除雪体制の確立を促進する。 ▶谷や沢を埋めた大規模な造成宅地や傾斜地盤上の造成宅地において、斜面の崩壊や土砂流出の恐れがある場合は、安全性の確保に取り組む。 ▶土砂災害を防止するため、宅地造成の適切な指導を行う。 ▶空き家の解体・改修を促進し、倒壊・部材落下や落雪による第三者被害の防止を図る。	(補足説明) ・事前復興を意識し、道路の拡幅整備等について記載。

【現行】都市計画マスタープランにおける記載内容		【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
		②防災体制の充実	①避難所 ▶災害の発生時に安全に避難できる市街地を形成するため、浸水想定区域等に配慮しながら避難所を適切に指定する。	
			②情報伝達の体制整備 ▶災害発生時に効率的な避難誘導、応急対策を進めるため、多様な情報伝達の体制整備を進める。	
			③地域コミュニティ ▶災害発生時における迅速な災害対応、避難誘導などを可能にするため、市民による自主防災組織づくり、防災訓練などの活動を支援し、防災に関する地域コミュニティの強化を推進する。	(補足説明) ・事前復興を意識し、官民協働の取組や地域コミュニティについて記載。
		2)都市景観	▶帯広の個性を大切にし、市民との協調を基本としながら景観づくりをすすめる。	
			①風土を活かした個性ある景観形成 ▶都市と農村を結ぶ水・緑に象徴される自然環境を活かし、個性ある景観をつくる。 ▶帯広の都市形態上の特徴であるグリッドパターンを際立たせ、個性的な景観づくりをすすめる。 ▶主要な道路については歩車道を分離して沿道の緑化をはかる。 ▶道路の付属物や構造物の修景をはかる。	(補足説明) ・地区計画等による建築物・意匠の適正化 ・道路整備・緑化による景観向上
			②市民参加の景観づくり ▶景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出に繋げる。	(補足説明) ・市民参加の景観づくりを意識